



堺市 市民活動コーナー

ニュース NEWS

お知らせ

令和2年4月1日(水)より 堺市市民活動コーナーの開設日時が変わりました

 月～金 9:00 から 17:30
土 10:00 から 17:00


 日・祝・年末年始
休み

日曜日がお休み
になりました。



新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特定非営利活動法人(NPO法)制度の運用について

新型コロナウイルスの影響に伴う特定非営利活動法人の社員総会の開催や、事業報告書等の提出遅延の取り扱いについて内閣府NPOホームページにQ&Aが掲載されています。詳細は下記ホームページにてご確認ください。

 <https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

事業年度終了後の事業報告書等の準備について

全てのNPO法人は事業年度が終了して3ヶ月以内に事業報告書など数種類の書類を提出しなければなりません。

提出書類

事業報告書等提出書	1部
事業報告書	2部
活動計算書	2部
貸借対照表	2部
計算書類の注記(※必要であれば)	2部
財産目録	2部
年間役員名簿	2部
社員名簿	2部

貸借対照表の公告

平成28年度より貸借対照表の公告が義務化されました。定款に定めた方法で貸借対照表の公告をお願いします。

役員について

役員に変更があった場合は、「役員変更等届出書」を所轄庁に提出しなければなりません。また、少なくとも2年に1度は、役員の入れ替わりがなくても(再任の場合でも)「役員変更等届出書」を所轄庁に提出し、登記の変更をする必要があります。

定款について

定款を変更した場合も、所轄庁への届出が必要になります。定款変更には、軽微なものと同証申請が必要なものの2種類があります。定款変更の認証申請は、認証の決定が行われるまで設立時の認証決定と同じ期間がかかります。

NPO 法人の減免申請について

法人を設立した時点で、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

NPO法人は、収益事業を行わない場合、「均等割」の減免を受けることができます。

※収益事業を開始された場合は、申告書の提出が必要です。


法人府民税

設立後、最初の4月頃に府税事務所から法人府民税の「均等割申請書」及び「減免申請書」が送られてきます。前年度に減免申請書を提出し、減免の適応を受けており、引き続き収益事業を行っていない場合は、減免継続確認の通知が届きます。

 泉北府税事務所
〒590-0063 堺市堺区中安井町3丁4-1
TEL 072-238-7221

法人市民税

収益事業を行わない場合は、毎年4月初旬ごろに堺市法人諸税課から法人市民税の申告書類等が送られていましたが、令和2年3月に堺市市税条例の一部が改正され、令和2年4月の申告(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間分の申告)から均等割申告書と減免申請書の提出が不要になりました。

 堺市 市税事務所 法人諸税課
〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3-1
TEL 072-231-9743



コツを学ぶ！決算書作成講座

日時：令和2年2月18日(火) 18:30～20:30

場所：堺市産業振興センター 4階 セミナー室3

講師：秋岡税理士事務所所属税理士・

准認定ファンドレイザー 中山麻衣子氏

広く情報公開することが義務づけられているNPO法人の決算書づくりを、アットホームな雰囲気の中で楽しく学べる講座でした。財務諸表と呼ばれる貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記を、それぞれの意味・役割を理解しながら、それらの作成の留意点を具体例をあげながら分かりやすく学びました。



参加者の声

- ・今後NPO法人として活動を行う可能性ができた為受講しました。「NPO法人会計基準」のHPがあることを知ることができました。
- ・会計について興味があり、今後の運営に向けて参考になりました。全てが初めてだった為、今後しっかり勉強していきたいと思いました。
- ・具体的な例をあげて解説してくれたので、イメージすることができ、とても分かりやすかったです。



NPO法人のための 個別サポート成果報告会

新型コロナウイルスの影響により、2月27日に予定していた成果報告会が、中止となりました。そこで、個別サポートを受講されたNPO法人の皆さんの成長と感想を本紙で紹介します。



個別サポートとは

NPO法人自らの力で、マーケティング戦略を策定・実行できるように、令和元年6月から市民活動コーナーと専門家がタッグを組み、各団体に合わせたサポートを実施しました。

参加者の声

- ・専門家の先生から頂いた、「たくさん実績、資源があるのにもったいない」という言葉がパワーになりました。書いて残すことということが大事という提案をもらい、20年間の財産を、冊子、教材など、形にして残していくことを前向きに考えていくことにつながりました。
- ・当法人の節目の年ということで、「今まで」と「これから」について話し合いをしました。「今まで」については、歩んできたことの再確認ができ、良い機会となりました。「これから」の話し合いでは、多くの意見が出て、当法人に携わる方たちの熱意が伝わってきました。そして、何より

- も参加している生徒さんを思って活動していることが伝わりました。
- ・専門家の先生の意見の引き出し方がとても上手で、初めて参加して、何も知らなかった私たちも意見を出すことができました。NPO法人の活動は、企業と違うところが多く、先生のようなアドバイザーの方からの意見は、貴重だと思いました。このサポート講座を通じて、当法人を知れたと同時に、NPO法人に対して理解が深まりました。

堺の
NPOさん 3

誰もが笑顔になれる社会をめざし 友情パワーで楽しく事業展開

NPO法人 み・らいず

日本でNPO法人の歴史が始まった頃に、
学生時代のボランティア仲間たちで立ち上げ

創設20周年を目前に控えるNPO法人み・らいずは、人と人が一緒に暮らしていくのに必要な支援を6つの事業部、12のサービスで展開する元気な市民活動団体です。大阪府下に4つの活動拠点をもち、約50名のスタッフが障害児・者支援事業、子ども・若者支援事業など幅広い活動を行っています。今回、堺での活動拠点であるなかも事務所に訪問し、学ぶ事業部経営責任者で創設メンバーである野田満由美さんにお話を伺いました。



立ち上げ期からの
スタッフ、野田さん

「学生時代に、障害者の外出を支援するガイドヘルパーをやっている仲間が4人いました。1対1でガイドヘルパーをしていると、活動の幅にも限界が出てくる。皆で一緒にワイワイやったり、バーベキューやったりするのが楽しかったりする。障害があるからといってそれをやれないのはなぜなのか。自分たちでそんな場づくりを仕事にしようよ、と話し合いました」

とはいえ、4人もまだ学生。卒業後、それぞれ社会経験を積んで1年後に合流。大阪NPOセンターのサポートを受け、NPO法人を立ち上げました。

20周年を迎えるにあたって見直した、み・らいずのビジョンは「だれもが、自分らしく地域で暮らせる社会」。そのためのサービス指針は、「困る」を未然に防ぐこと。「目の前の課題に取り組むことをやってきましたが、課題はたくさんあるので50名のスタッフではとても手が足りない。そこで、困りごとが起こる手前の段階で支援し、子どもや若者の可能性を広げる方向に舵を切りました」

2011年に堺市子ども・若者総合相談窓口「堺市ユースサポートセンター」を堺市より受託。2014年には就労支援に注力する「堺地域若者サポートステーション」（厚生労働省受託事業）を併設。



▲ スタッフは8割以上が女性

不登校、ニートの相談受付、働くことに自信が持てない若者へのカウンセリングや研修など、年間2,000件ほどの支援を行っています。

できないことは助けを求めながら前進、
プライドを持たないことが強み

み・らいずがここまで活動の幅を広げてくることができた理由を尋ねてみました。野田さんは「こうなるとは思っていませんでした。狙っていたわけではなく、いろんな人と出会い、相談したりされたりしていく中で自然と今の形になりました。障害者の日常生活介助、不登校の子どもたちの居場所づくりなど、何もかも初めてやることばかり。自分たちでできないことは他の団体に頼りながらやってきました。全部自分たちでやらねばというプライドを持たないことが、逆にみ・らいずの強みと言えるかも知れません」と話されました。



▲ 堺市と連携して若者の就労を支援

み・らいずでは、スタッフ間の意識、思いの共有を常に心掛けているとのこと。そのために大切にしているのが、何でも話し合えるオープンな職場環境、そしてスタッフ全員が参加する年2回の合宿。「何のために働くか?」「新しい事業のアイデアは?」などをワークショップでとことん話し合うそうです。そして、夜は皆が持ち寄った一品を披露し合いながら、思い切り弾けて交流! 友達感覚で繋がりがあうノビノビとしたありがたい、NPOのイメージを一新するような、み・らいずらしい自由で明るい雰囲気醸し出しているようです。

NPO法人 み・らいず
なかも事務所
〒591-8023 堺市北区中百舌鳥町2-104 なかもず駅前ビル4階
堺市ユースサポートセンター
〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤堀町1-3-1 堺市三国ヶ丘庁舎5階
受付時間 月曜日～金曜日 9:00-17:30 ※祝日、年末年始休業

助成金情報

Pickup!



2020年度

大阪帝塚山ロータリークラブ社会奉仕基金

実施団体 大阪帝塚山ロータリークラブ



<http://osaka-tezukayama-rc.cocolog-nifty.com/blog/2020/01/post-d4da85.html>

募集期限

2020年4月30日

内容/対象

一般にはあまり知られていない貴重な社会奉仕活動
を続けている団体に対して助成します。

助成金額

1件あたりの上限額:30万円

2020年度

ニッセイ財団 地域福祉チャレンジ活動助成

実施団体 公益財団法人 日本生命財団



<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/kourei/02.html>

募集期限

2020年5月31日

内容/対象

- 次の2つの要件を満たしている団体に対して助成します。
- ①助成テーマにチャレンジする意欲がある団体
 - ②他の団体・機関、住民組織等と協働で活動する団体

助成金額

1件あたりの上限額:
2年間、最大400万円(1年最大200万円)

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団

2020年度助成金(後期)

実施団体 公益財団法人 ヨネックススポーツ振興財団



<http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html>

募集期限

2020年6月20日

内容/対象

青少年スポーツの振興に関する事業を積極的にに行い、奨励または自ら行い、かつその活動を3年以上継続して実施している団体に対して助成します。

助成金額

1件あたりの上限額:100万円



市民活動の活性化を図ることを目的として、NPO法人・市民活動団体等に対し、相談や情報提供等を行っています。お気軽にご活用ください。

堺市市民活動コーナー

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
(堺市総合福祉会館2階)
TEL 072-228-8348/FAX 072-228-8352
MAIL sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp
ホームページURL https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html



発行 堺市市民人権局市民生活部市民協働課
企画編集 認定NPO法人大阪NPOセンター
発行日 令和2年4月1日
利用時間 月～金 9:00～17:30
土 10:00～17:00(日・祝日・年末年始除く)

※相談内容に応じて、会計、労務、事業計画などの各分野における専門家(行政書士・会計士等)相談も随時実施しています。